

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅵ-4-1))

施策目標名	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること(施策目標Ⅵ-4-1)							
施策の概要	<p>本施策は、次の項目を柱に実施しています。</p> <p>①児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること</p> <p>②虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること</p> <p>③配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること</p>							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>児童虐待への対応については、平成12年に施行された児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)が、平成16年及び平成19年に改正されるなどして、制度的な対応について充実が図られてきました。</p> <p>また、児童福祉法(昭和22年法律第164号)においても、平成16年の改正により、要保護児童対策地域協議会の法定化等が行われたほか、平成20年改正により、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養育の充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化等が行われるなどの体制整備が行われ、平成23年には「民法等の一部を改正する法律」により、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認めるなどの改正が行われてきました。</p> <p>しかしながら、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成23年度には59,919件となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。</p> <p>配偶者による暴力〔DV(ドメスティック・バイオレンス)〕の問題については、婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数および相談全体に占める夫等の暴力の割合が、年々増加するなど、配偶者からの暴力が深刻な社会問題となってきたこと等を背景として、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)(DV防止法)が成立しました。同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、配偶者からの暴力の被害者である女性(暴力被害女性)の相談・保護を行うこともその役割とされました。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項)児童虐待等防止対策費(一部) [平成25年度予算案額:96,606百万円]</p> <p>(項)子ども・子育て支援対策費(一部) [平成24年度補正予算額:55,675百万円]</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	84,467,793	86,011,050	87,772,846	93,635,355	96,606,270	98,649,116
		補正予算(b)	▲987,503	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	83,480,290	86,011,050	87,772,846	93,635,355	96,606,270	98,649,116
	執行額(千円、d)	82,391,812	85,094,005	86,656,907	92,072,047			
執行率(%、d/(a+b+c))	99%	99%	99%	—				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	「子ども・子育てビジョン」(閣議決定)	平成22年1月29日		<p>5年間を目途(平成26年度)として、児童虐待防止対策の推進に関連して、以下の数値目標を目指すこととしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合を80%(市はすべて配置)にする 小規模グループケアのか所数 800か所 地域小規模児童養護施設のか所数 300か所 里親等委託率 16% 				

測定指標	指標1 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		—	—	58.3%	61.6%	64.8%	※調査中	80.0%
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	指標2 小規模グループケアの実施	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		—	446	458	528	650	809	800
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	指標3 地域小規模児童養護の実施	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		—	171	190	214	221	243	300
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

指標4 里親等委託の実施(委託率)	基準値	実績値					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
	—	10.4%	10.8%	12.0%	13.5%	※調査中	16.0%
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
指標5 配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数	基準値	実績値					目標値
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	—	24,879	27,183	28,272	27,453	※調査中	前年度以上
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	

参考・関連資料等	<p>○関連法令(厚生労働省法令等データベースサービス) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/</p> <p>○子ども・子育てビジョン(内閣府ホームページ) URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html</p> <p>○「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第9次報告)」 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/index_9.html</p> <p>○児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000a11v.html</p> <p>○第3次男女共同参画基本計画 URL: http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/</p>						
----------	---	--	--	--	--	--	--

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	虐待防止対策室長 川鍋慎一 家庭福祉課長 小野太一	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	------------	--------	------------------------------------	----------	---------

(注)児童虐待防止対策については、総務課虐待防止対策室長 川鍋慎一

(注)配偶者による暴力被害者対策については、家庭福祉課長 小野太一